

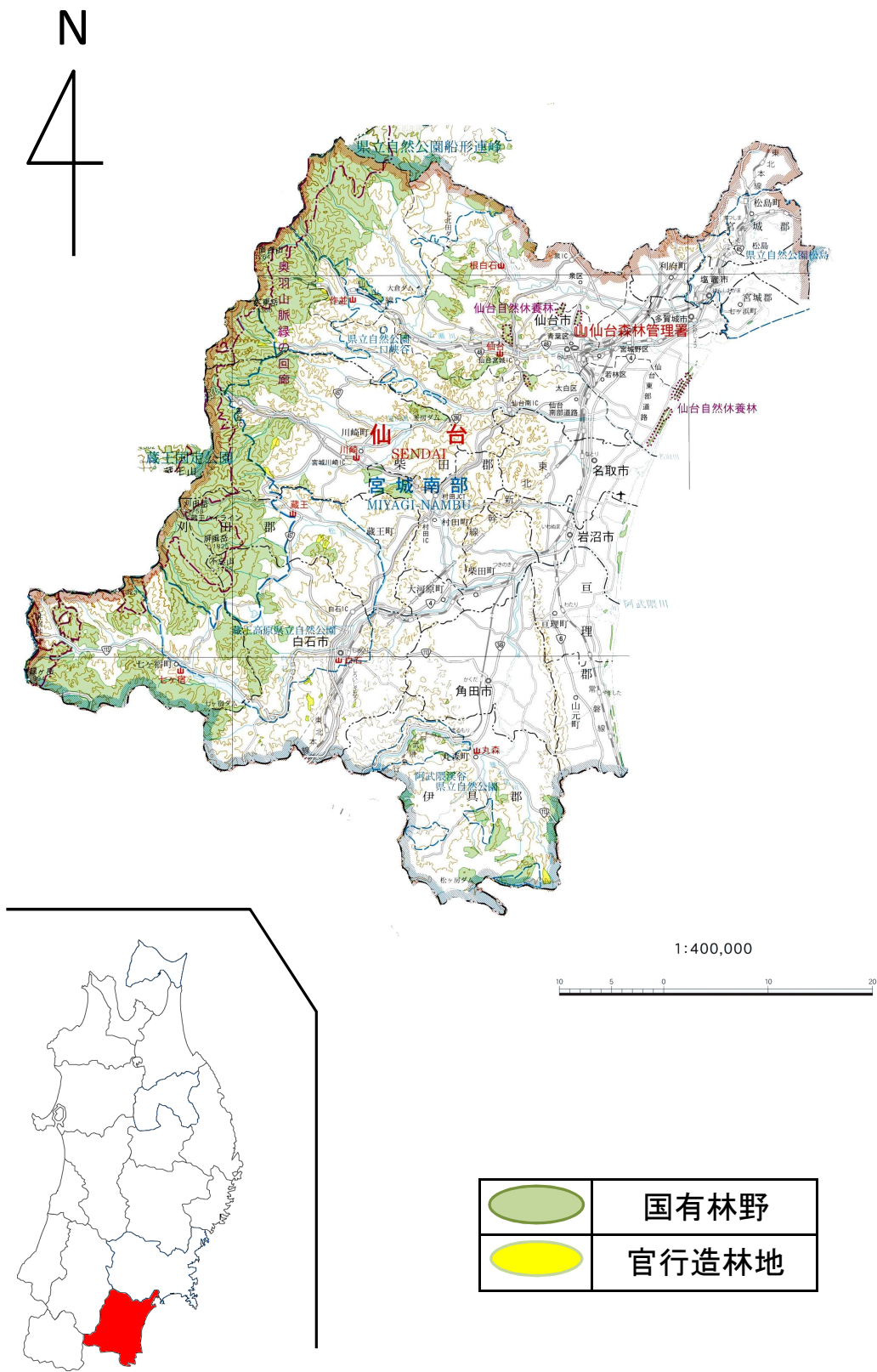
宮城南部国有林の地域別の森林計画書（案）

（宮城南部森林計画区）

計画期間	自	平成28年 4 月 1 日
	至	平成38年 3 月31日

東北森林管理局

宮城南部森林計画区的位置図



目 次

I 計 画 の 大 綱

第1 森林計画区の概況 -----	1
1 位置 -----	1
2 自然的背景 -----	1
3 社会経済的背景 -----	2
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価 -----	4
第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 -----	5

II 計 画 事 項

第1 計画の対象とする森林の区域 -----	6
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	7
1 森林の整備及び保全の目標	
その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	7
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項 -----	11
(1) 溪畔周辺の整備・保全	
第3 森林の整備に関する事項 -----	12
1 森林の立木竹の伐採に関する事項 -----	12
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
(2) 立木の標準伐期齢	
2 造林に関する事項 -----	14
(1) 人工造林に関する基本的な事項	
(2) 天然更新に関する基本的な事項	
3 間伐及び保育に関する事項 -----	15
(1) 間伐の標準的な方法	
(2) 保育の標準的な方法	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 -----	16
(1) 公益的機能別施業森林の区域	

(2) 公益的機能別森林における施業の方法	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	18
(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の 開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための 路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を 特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法	
(4) その他必要な事項	
6 森林施業の合理化に関する事項	19
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
第4 森林の保全に関する事項	20
1 森林の土地の保全に関する事項	20
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の 保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要のある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
2 保安施設に関する事項	20
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区に関する方針	
(3) 治山事業に関する方針	
(4) その他必要な事項	
3 森林の保護等に関する事項	21
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 計画量等	23
1 伐採立木材積	23
2 間伐面積	23
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	23
4 林道の開設又は拡張に関する計画	24

5	保安林の整備及び治山事業に関する計画 -----	25
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
第6	その他必要な事項 -----	27
	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
別表	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法 -----	38
(附) 参考資料		
1	森林計画区の概況 -----	42
	(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
	(2) 地況（気候）	
	(3) 土地利用の現況	
	(4) 産業別生産額	
	(5) 産業別就業者数	
2	森林の現況 -----	47
	(1) 齢級別森林資源表	
	(2) 制限林普通林別森林資源表	
	(3) 市町村別森林資源表	
	(4) 制限林の種類別面積	
	(5) 樹種別材積表	
	(6) 荒廃地の面積	
	(7) 森林の被害	
3	林業の動向 -----	61
	(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	
	(2) 林業事業体等の現況	
	(3) 林業労働力の概況	
	(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）	
4	前期計画の実行状況 -----	66
	(1) 伐採立木材積	
	(2) 人工造林・天然更新別面積	
	(3) 林道の開設又は拡張の数量	
	(4) 保安施設の数量	
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林） -----	67
	(1) 森林より森林以外への異動	
	(2) 森林以外より森林への異動	

6	森林資源の推移 -----	67
	(1) 分期別伐採立木材積等	
	(2) 分期別期首資源表	
7	その他 -----	69
	(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革	
	(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間	

I 計画の大綱

第1 森林計画区の概況

1 位置

本森林計画区は宮城県のほぼ中央部から南部に位置し、北側は宮城北部森林計画区、西側は最上村山及び置賜森林計画区、南側は磐城及び阿武隈川森林計画区に接し、東側は太平洋に臨む、仙台市をはじめとする7市12町を包括する区域である。

2 自然的背景

(1) 地勢

本森林計画区は奥羽山脈に属する山岳地帯が主体をなし、その下部に散在する丘陵地帯と阿武隈山系北部の丘陵地帯及び太平洋沿岸地帯からなっている。

山岳地帯は山形県境に接する西部山岳地帯と、阿武隈川支流白石川の源流をなし福島県境に接する南部山岳地帯に分れている。

主な山岳は、北から船形山（1,500m）、面白山（1,264m）及び蔵王連峰をなす刈田岳（1,758m）、屏風岳（1,825m）、不忘山（1,705m）などがある。

蔵王連峰を中心とする火山地帯では溶岩台地や山麓傾斜地がみられるが、そのほかでは一般に地形が急峻で岩石地が多い。北部地域は起伏が大きいので斜面も長く急斜地が多いが、南部地域は比較的安定した地形となっている。

丘陵地帯は阿武隈川下流と内陸部に散在し、海拔500m以下の起伏の少ない丘陵地が大部分である。

これらの地域を流れる主な河川は、北から七北田川、名取川、阿武隈川があり、多くの支流を集めて東流し、太平洋に注いでいる。

(2) 地質及び土壌

本森林計画区の地質は、奥羽山脈の標高の高い地帯は第四紀の火山噴出物の安山岩類からなり、山麓部は第三紀の緑色凝灰岩などの凝灰岩が分布している。丘陵地帯は砂岩、泥岩が多くを占めるが、頂部は第四紀の凝灰岩と安山岩を主とする火山岩からなっている。阿武隈高地は花崗岩類で構成されている。

土壌は、西部山岳地帯の中腹から山麓にかけての一带、名取川流域の丘陵地帯等は広く褐色森林土で占められており、蔵王山麓の台地や阿武隈山系の丘陵地帯には、黒色土が主として分布している。西部山岳地帯には標高1,000m以上の高山が連なっていることもあって、ポドソル土壌が多い。

(3) 気候

平成17年～26年の10年間における気象観測データでは、最高気温は37.2℃（仙台市）、最低気温は-16.0℃（丸森町）、年平均気温は約10～12℃である。年間降水量は1,100～1,600mmであり、丘陵地帯及び平野部では比較的少なく、山岳地帯では多い。最深積雪量は70cm（仙台市）となっており、宮城北部森林計画区と比較して積雪は少ない。

本森林計画区は、東部太平洋岸から西部蔵王連峰にわたり、立地条件も異なることから、

東部と西部とでは気象条件にかなりの違いがみられる。東部の丘陵地帯及び平野部では、本土に沿って北上する暖流の影響を受け比較的温暖であるが、西部の山岳地帯は寒冷で積雪も多い。冬季には、季節風が蔵王山麓に吹きおろし、一帯の気候を寒冷なものとしている。

(4) 林況

ア 人工林

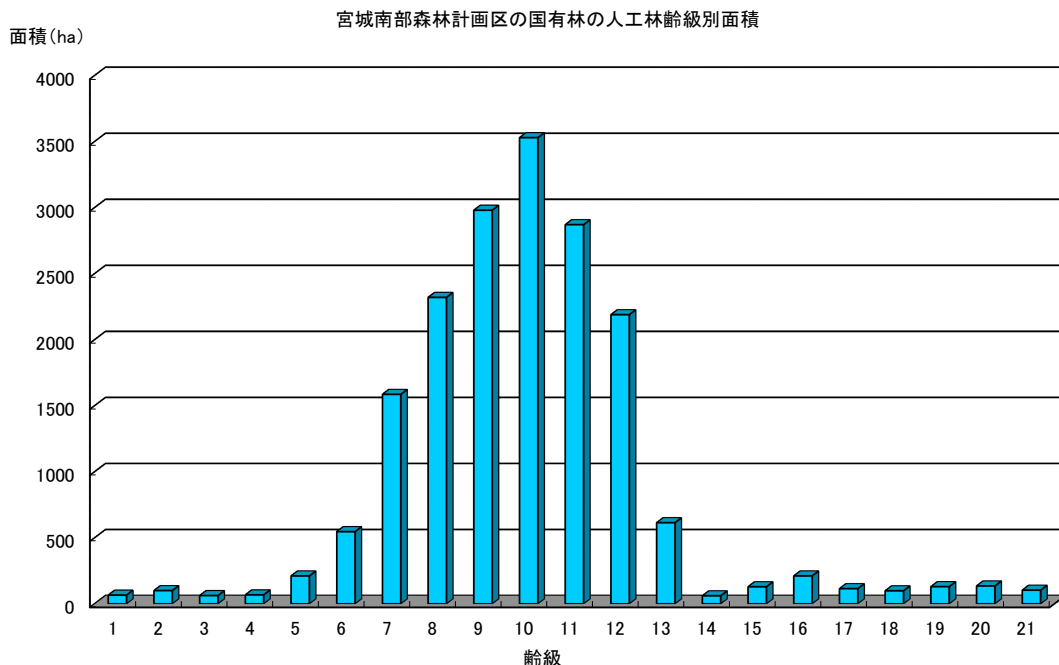
本森林計画区の国有林の人工林面積は18千haで、立木地面積51千haの36%を占めている。

また、人工林蓄積は3,625千 m^3 で、総蓄積9,053千 m^3 の40%を占めており、樹種別ではスギが40%、アカマツが29%、カラマツが22%となっている。

齢級別人工林面積は、下図のとおり8齢級～11齢級が人工林全体の65%を占めており、偏った齢級構成となっており、10齢級以上の人工林の割合は56%で、主伐期に達している人工林も増加している。

イ 天然林

天然林面積は33千haで、立木地面積の64%を占めており、主にブナ、クヌギ、ナラ類等の広葉樹とアカマツが主体となっている。ナラ等の広葉樹やアカマツは、標高の低い東部の丘陵地帯及び平野部や、福島県と県境を接する南部山岳地帯、阿武隈山系北部の丘陵地帯に多く分布する。山形県境に接する西部山岳地帯にはブナ林が広く分布するほか、蔵王連峰の標高1,200m以上ではアオモリトドマツやコメツガ等が混交林を構成し、高山帯へ移行する。



注 齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1齢級」と数える。

3 社会経済的背景

(1) 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は278千haで宮城県の総面積の38%を占めている。土地の利用状況

は、森林が164千haで本計画区面積の59%を占め、農地が13%（水田9%）、その他が28%となっている。

（２）地域産業の概要

本森林計画区の就業者総数は708千人で、その産業別の割合は第1次産業が2%、第2次産業が19%、第3次産業が76%である。

総生産額は約6兆4千億円で、その産業別の割合は第1次産業が1%以下、第2次産業が21%、第3次産業が79%である。

平成23年3月に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）により広範にわたる地域が甚大な被害を受け、国の総力を挙げて震災からの復旧に向けた取組が進められている。

なお、第1次産業に占める林業の割合は、就業者数で3%、生産額では3%となっている。

（３）計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は55千haで、計画区内の土地面積278千haの20%、森林面積164千haの34%を占めている。

国有林は、その所在する地域において分収造林、共用林野等とし地元利用されているとともに、製材の原木等を供給する等、地域住民の生活向上及び関連産業の振興に寄与している。

また、本森林計画区の国有林は仙台市等の水源地であるとともに、蔵王国定公園、船形連峰県立自然公園をはじめとする森林景観の勝れた地域や、森林レクリエーションの適地も多く、国民の憩いの場として広く活用されている地域である。

なお、東日本大震災により、海岸防災林が甚大な被害を受けており、再生に向けた取組が進められている。



【御釜（五色沼）（川崎町）】

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年（平成23年度～平成27年度）の実行結果の概要については、次のとおりである（平成27年度は実行予定を計上している）。

伐採立木材積のうち、主伐については、官行造林地の伐採箇所において、想定を上回る蓄積があったため、計画を上回る実績となった。間伐については、生育状況を考慮し実行を一部見合わせたことから、現行計画量をやや下回る実績となった。

人工造林及び天然更新については、分収林の伐期の延長等により伐採面積が減少したため、計画を下回る実績となった。

林道の開設については、東日本大震災の影響等により、計画された工事を次期に繰り越したこと等により、計画を下回る実績となった。

治山事業については、概ね計画どおりの実績となった。

○ 前計画の前半5ヵ年の実行結果の概要

	計 画	実 行
伐採立木材積	221 千m ³	223 千m ³ (101)
主伐	63 千m ³	106 千m ³ (166)
間伐	157 千m ³	118 千m ³ (75)
造林面積	240 ha	58 ha (24)
人工造林	226 ha	57 ha (25)
天然更新	14 ha	1 ha (8)
林道等の開設又は拡張	開設：22.1km	開設：9.1km (41) (舗装)：1箇所 (改良)：3箇所
保安林等の整備	指定： ha 解除：1 ha	指定：0 ha 解除：0.5 ha
水源かん養	指定： ha 解除：1 ha	指定： ha 解除：0.4 ha
災害防備	指定： ha 解除： ha	指定： ha 解除：0.1 ha
保健、風致の保存等	指定： ha 解除： ha	指定： ha 解除： ha
治山事業	61 地区	55 地区

注1 () 内の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に重要な役割を果たしており、また、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつくなど、我が国が有する貴重な再生可能資源である。その恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、森林を適正に整備・保全することが重要である。

とりわけ、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加し、これらの人工林の多くが利用期を迎えつつある。森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るために、適切な主伐・再造林を推進し、森林資源を有効に活用しながら、人工林の齢級構成の平準化を図るとともに、森林の現況、立地条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林をバランス良く配置するよう努めることとする。

さらに、これらの森林の整備及び保全の展開基盤として、路網整備の推進等の条件整備に取り組むこととする。

また、東日本大震災による被害箇所について、地域の関連する復興計画等と連携・調整をしつつ、生物多様性の保全にも考慮して、海岸防災林の復旧・再生等に向けた取組を進めることとする。

本計画においては、このような基本的な考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業に関する指針や路網整備に関する目標等森林の整備に関する事項、治山や森林の保護の方針等森林の保全に関する事項を明らかにすることとする。

なお、計画の樹立に当たっては、全国森林計画の計画事項に即しつつ、本森林計画区の特徴及び森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮する。また、本森林計画区においては、継続して松くい虫による被害が見受けられることから、被害のおそれのあるアカマツ林の樹種転換等による被害の抑制や、アカマツの遺伝的多様性の保全等についても考慮することとする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

宮城南部国有林の地域別の森林計画の対象とする市町村別森林面積は下表のとおりである。

○ 市町村別面積

単位 面積：ha

市 町 村	面 積	備 考
総 数	55,409.8	
仙 台 市	19,548.06	仙台森林管理署
白 石 市	4,327.71	〃
名 取 市	37.02	〃
角 田 市	11.94	〃
岩 沼 市	116.65	〃
蔵 王 町	4,223.30	〃
七ヶ宿町	15,311.36	〃
村 田 町	405.76	〃
川 崎 町	8,897.53	〃
丸 森 町	2,431.09	〃
亘 理 町	22.11	〃
山 元 町	72.38	〃
七ヶ浜町	4.89	〃

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局計画課、仙台森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

本森林計画区の国有林においては、流域における農業その他経済活動の基盤となる安定的な水資源の確保に資するよう、全域で水源涵養機能の維持増進を図ることとする。そのため、育成単層林については、除伐、間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成に努めるとともに、立地条件に応じて育成複層林への転換を推進することとする。地質的にぜい弱な地域等においては、特に山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮した森林整備や地質、気候等の地域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

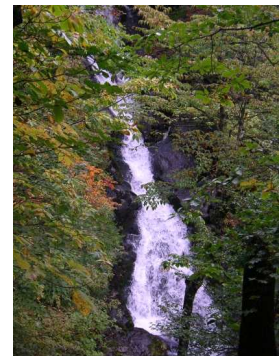
また、本森林計画区の国有林は、地域の自然を代表する植物群落や貴重な野生動植物が多く生育・生息している森林も多い。加えて、蔵王国定公園、船形連峰県立自然公園をはじめとする森林景観の勝れた地域も多く、登山等の森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用されており、このような森林においては、特に生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能の維持増進に配慮して整備・保全していくこととする。

併せて、木材等生産機能については、上記の適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮することとする。

以上の目標の実現を図るに当たり、森林の有する各機能について、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(水源涵養機能)

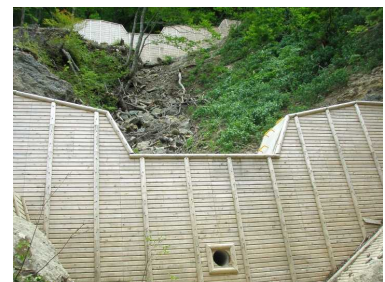
下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。



【白龍の滝(蔵王町)】

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。



【谷止工(仙台市太白区)】

(快適環境形成機能)

大気の浄化、騒音、飛砂や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や粉塵等の汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。



【イメージ】

(保健・レクリエーション機能)

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、国民に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。



【どうだんの森（白石市）】

(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。



【磐司岩（仙台市太白区）】

(生物多様性保全機能)

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。



【水の森（仙台市青葉区・泉区）】

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。



【七ヶ宿地区（七ヶ宿町）】

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、これらを踏まえ森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害への対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。また、機能類型区分に応じた適切な森林施業の結果得られる木材については、計画的に供給することとする。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下表のとおり定める。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林地の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha、蓄積：m³/ha

		現 況	計画期末
面積	育成単層林 〔 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、 人為※ ₁ により単一の樹冠層を構成する森林と して成立させ維持する森林 〕	17,609.31	17,195.23
	育成複層林 〔 森林を構成する林木を択伐※ ₂ 等により伐採 し、人為により複数の樹冠層※ ₃ を構成する森 林として成立させ維持する森林 〕	1,436.94	1,492.32
	天 然 生 林※ ₄ 〔 主として天然力※ ₅ を活用することにより成立 させ維持する森林 〕	31,751.12	31,752.33
	森林蓄積 (ha当たり)	166.13	191.40

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採すること。

※3 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

※5 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

2 その他必要な事項

(1) 溪畔周辺の整備・保全

溪流沿いや湖沼の周囲等溪畔周辺は、流域全体の生物多様性の保全に大きく貢献し、水系への土砂流出の抑制等公益的機能の発揮上重要な役割を果たしていることから、溪畔周辺の保全及びその機能や役割の維持・増進が図られるよう、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性の確保に努めることとする。

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林施業を行う森林

人工造林、ぼう芽更新又は天然下種更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、

1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5ha以下（法令等による伐採面積の上限が5ha以下で指定されている場合にあってはその制限の範囲内）とする。ただし、分収林等の契約に基づく森林は契約内容による。また、林地保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（イ）主伐の時期については、立木の標準伐期齢以上とし、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、適切な林齢で伐採することとする。

また、伐期の長期化を行う場合は、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行うこととする。

主な樹種別の主伐の時期は下表を目安とする。

単位 林齢：年

地 区	樹 種	施業方法	主伐の時期	更新方法
全 域	ス ギ	通常伐期	60	新 植
		長伐期	100	新 植
	カラマツ	通常伐期	60	新 植
		長伐期	80	新 植
	アカマツ	通常伐期	50	天然下種
		長伐期	100	天然下種

（ウ）天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

イ 育成複層林施業を行う森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

- (ア) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間によることとする。
- (イ) 漸伐又は複層伐による場合は、伐採率、伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮することとする。
- (ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業を行う森林

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

- (ア) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間によることとする。
- (イ) 漸伐又は皆伐による場合は、伐採率、伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮することとする。
- (ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。
- (エ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として下表のとおり定める。

単位 林齢：年

地 区	樹 種						
	針 葉 樹					広 葉 樹	
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他	クヌギ	その他
全域	35	40	35	30	40	10	20

注 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定め、保安林の伐採規制等に用いられる。

2 造林に関する事項

（1）人工造林に関する基本的な事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、気候、地形、土壌等の自然条件を適確に把握した上で、既往の造林実績及び林産物の需要動向等を勘案して、現地の状況に最も適合した樹種を選定することとする。

イ 人工造林の植栽本数

人工造林における植栽本数は、下表を目安とするが、地位等の立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況に応じて調整するほか、効率的な施業実施の観点からも、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとする。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

なお、複層林施業については、上記の本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数とする。

単位：本／ha

樹 種	植 栽 本 数
ス ギ	2,500 ～ 3,000
カラマツ	2,000 ～ 2,500
ヒ ノ キ	3,000 ～ 3,500

ウ 人工造林の標準的な方法

（ア）地拵

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うとともに、地拵については、効率的な作業を行うため、省略することも考慮に入れつつ、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じた方法を選択することとする。

有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

（イ）植付

健全な苗木を用い、適期、適作業により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長が期待できるよう実施する。

エ 伐採跡地の人工造林すべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として

2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的な事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、ブナ等の有用天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行うこととする。

また、天然更新完了確認調査において、更新完了の目途が立たないと判断される場合は、刈出し等の更新補助作業を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

(ア) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

(イ) 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

(ウ) 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

(3) その他必要な事項

主伐後の着実な再生林を図るため、上記のほか、伐採から植栽までを一体的に行う効率的な作業システムの導入や、コンテナ苗や成長の優れた苗の採用等により効率的な森林施業を推進することとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木の樹高がおおむね9 m、かつ収量比数がスギで0.60以上、アカマツで0.70以上、カラマツで0.65以上とする。

ただし、林分状況や近隣林分の間伐の実施状況等を踏まえ、間伐を実施することが適当と判断される場合は、これらの目安に満たない林分においても、間伐の実施について考慮することとする。

イ 間伐の繰り返し期間

間伐の繰り返し期間の目安は、おおむね10年（ただし、カラマツにあっては8年）とするが、経過年数のみで判断せず、林分の状況を考慮して決定することとする。

ウ 最終間伐の時期

主伐予定時期のおおむね10年前（ただし、カラマツにあっては8年前）とする。

エ 間伐率

材積間伐率は35%を超えないものとする。

なお、保安林指定施業要件等、法令により間伐率に制限が定められている場合は、その範囲内とする。

（2）保育の標準的な方法

林木の保育は、健全な森林を確実に造成することを目的とし、その標準的な方法は以下のとおりとする。なお、その実施に当たっては画一性を排し、植栽木の生育状況等現地の実態に即した効果的な作業の時期、回数等を十分検討の上、適切に行うこととする。

ア 作業時期及び回数

作業別の作業時期及び回数の目安は下表のとおりとする。

樹種	作業別	保育作業計画（年）														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	△	← ○ →				△									
	つる切・除伐							←	○	→		←	○	→		
アカマツ	下	← ○ →				△										
	刈	人工林		天然林												
	つる切・除伐						←	○	→		←	○	→			
カラマツ	下刈	←	○	→	△											
	つる切・除伐					←	○	→		←	○	→				

注 ◎は2回刈り、△は必要に応じて実施することを示す。

イ 施業方法の基準

（ア）下刈

植栽木、有用天然木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法を採用し、効率的な作業を行うこととする。下刈終期の目安は、植栽木の高さが雑草木より抜き出て、植栽木の生育に支障がなくなった時期とする。

（イ）つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施することとする。なお、かん木類の発生状況を勘案して極力除伐作業と同時に行うこととする。

（ウ）除伐

下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び将来生育の見込みのない形質不良な植栽木の除去を目的として行うこととする。

豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行うこととする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

（1）公益的機能別施業森林の区域

公益的機能別施業森林の区域については以下の考え方に従い、別表（p38参照）のとおり定める。

ア 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

イ 土地に関する山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

（ア）土地に関する山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

（イ）快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

（ウ）保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

（２）公益的機能別施業森林における森林施業の方法

ア 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本として、下層植生の維持（育成複層林施業にあっては下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

イ 土地に関する山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じて森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を選択することとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じて、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○ 基幹路網の現状

単位 延長：km

	路線数	延長
基幹路網	63	278
うち林業専用道を含む路線	4	7

注1 基幹路網は自動車道、軽車道の計である。

注2 現状については、平成27年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を推進するとともに、効率的な森林施業に資するため、下表に示す路網密度を目安に森林作業道と一体となった路網整備を一層推進する。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

(4) その他必要な事項

林道等の開設に当たっては、林地の保全に留意するとともに、民有林と連絡調整を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努めることとする。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を図る上で、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有する経営体質の強い林業事業体の育成・強化が重要である。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の育成・強化を図るとともに、これらを通じて優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的・安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への労働安全衛生対策に関する指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保しうよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、高性能林業機械を活用した作業システムへの移行は着実に広まりつつあり、労働生産性の向上、生産コストの縮減に一定の効果を上げているものの、さらなるコスト縮減等に向けて、今後も継続して普及に努めていく必要がある。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの指導・普及、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械導入の促進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者のニーズに即した製品を供給しうる体制の確立に民有林と連携しながら取り組むこととする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	区 域 (林班)			
総 数		49,697.81	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
仙 台 市	2～4, 6～17, 29～36, 42～50, 52～56, 58～61, 101～191	18,051.01		
白 石 市	322-2, 324, 326, 328～331, 333, 334, 336～340, 380～382, 406	2,220.3		
蔵 王 町	301～310, 313～319	3,393.36		
七ヶ宿町	341～372, 374～379, 383～402, 409～422	14,883.31		
村 田 町	68, 69, 95～97	379.85		
川 崎 町	62～66, 70, 73, 192～241	8,746.03		
丸 森 町	501～519, 521～524	2,023.95		

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、地形及び地質等の条件、土地の形質変更の目的及び内容を勘案して、実施地区の選定を行うこととする。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は、排水施設等を設けることとする。また、その他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮

できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

(2) 保安施設地区に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図ることとする。近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、治山施設等の設置と保安林の整備を推進することとする。特に、海岸防災林については、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能の発揮を図ることに加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進めることとする。

なお、ダム上流等の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進することとする。

加えて、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調整、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備等、被害の未然防止に努めるとともに、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

特に、松くい虫被害については、計画区域全体に見受けられることから、被害抑制のための健全な松林の整備と関係機関と連携した巡視等の一層の推進を図ることとする。なお、被害の状況等に応じ、被害箇所の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他樹種への転換についても考慮することとする。

また、ナラ枯れ被害については仙台市や県南部を中心に発生していることから、重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進することとする。

特に、ニホンジカについては近年その生息域が拡大しており、宮城県では、主に県北部を中心に生息しているため、森林の有する公益的機能への影響を踏まえ、地方公共団体等との

連携を図りつつ、被害の未然防止に取り組むこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地元住民、地方公共団体、ボランティア等との連携を図り、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

(4) その他必要な事項

国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるため、森林の面積、管理状況等を勘案して、林内歩道等の整備を図るとともに、標識設置等を行うこととする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	565 (156)	543 (155)	22 (0)	191 (151)	176 (150)	15 (0)	374 (5)	367 (5)	7 (0)
前半5ヵ年の計画量	265 (130)	243 (130)	22 (0)	105 (129)	90 (129)	15 (0)	159 (2)	152 (2)	7 (0)

注1 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

注2 契約に基づく伐採を（ ）により外書き。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	5,342
前半5ヵ年の計画量	2,234

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 量	971	357
前半5ヵ年の計画量	587	366

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半５ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
開設	自動 車 道	林 業 専用道	仙台市	青笹山	1.3	90	○	1	
				蒲沢山	1.0	85	○	2	
				小屋森	1.2	131		3	
				大堤	1.8	265		4	
				岩元山	2.4	149		5	
				小計	4 路線	7.7			
			白石市	ユキトリ沢	3.3	424		6	
				小計	1 路線	3.3			
			七ヶ宿町	ケヨウシ沢	2.5	283	○	7	
				ブナ沢	2.4	212	○	8	
				オオカツラ沢	1.2	332	○	9	
				大野沢	1.6	438	○	10	
				小松沢	1.0	241		11	
				弥太郎山	3.5	175		12	
			小計	5 路線	12.2				
				村田町	北向沢	3.0	125	○	13
			小計		1 路線	3.0			
			丸森町	青葉	2.0	247	○	14	うち1.0km後期
				大窪沢	2.2	66	○	15	
				小計	2 路線	4.2			
合 計					16路線	30.4			
前半５ヵ年の計画量				9 路線	16.2				

注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		前半5ヵ年の 計画面積	
総数（実面積）	49,948.46	49,948.46	
水源涵養のための保安林	42,471.74	42,471.74	
災害防備のための保安林	7,143.37	7,143.37	
保健、風致の保存等のための保安林	2,961.25	2,961.25	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

② 計画期間内において保安の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定/ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必要 とする理由
		市 町 村	区 域（林 班）		前半5ヵ年 の計画面積	
解 除	総 数			3.41	3.41	
	災 害 防 備	仙 台 市	87	0.06	0.06	用排水路用地
		岩 沼 市	90, 92	0.93	0.93	道路用地
		山 元 町	100	2.42	2.42	河川管理施設用地

注 種類欄の保安林の略称は以下のとおり。

災害防備＝災害防備のための保安林

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画		
仙台市	7, 55, 56, 86~88, 105, 106, 135, 137, 149, 160	12	9	溪間工 洗浄工 新植 下刈	
白石市	336, 338	2	2	溪間工	
名取市	89	1	1	下刈	
岩沼市	90~92	3	3	新植 下刈	
蔵王町	312, 313, 315, 316	4	4	溪間工 山腹工	
七ヶ宿町	350, 357, 358, 369, 370, 385, 386, 388, 389, 396, 417	11	10	溪間工 山腹工	
川崎町	193, 197, 198, 199, 200, 201, 215, 216, 217, 228, 235, 237, 302	13	11	溪間工	
丸森町	502, 503	2	2	溪間工	
亘理町	98, 99	2	2	新植 下刈	
山元町	99, 100	2	2	新植 下刈	
七ヶ浜町	86	1	1	新植 下刈	
合 計		53	47		

第6 その他必要な事項

○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
水かん	仙 台 市	2～4, 6～17, 29～36, 42～50, 53, 54, 58～61, 101～191	17,742.42	別紙1の とおり	定特1 646.54 定特2 1,342.08 定特3 505.24 県特1 1,926.43 県特2 2,864.60 県特3 6,854.48 史名天 102.57 県緑環 644.98
	白 石 市	333, 334, 336～340, 380～382	1,739.84		
	蔵 王 町	313, 314, 318, 319	791.54		定特2 20.41 定特3 500.14
	七ヶ宿町	341～348, 360～372, 374～379, 383～394, 396～402, 409～422	11,386.96		定特1 18.5 定特2 22.57 定特3 148.71
	村 田 町	68, 69, 95～97	378.36		砂 指 3.84 鳥保特 61.13
	川 崎 町	62～66, 70, 73, 192～236, 238～241	8,518.29		砂 指 10.17 定特保 632.43 定特1 764.97 定特2 2,341.31 定特3 1,343.61 鳥保特 514.05
	丸 森 町	501～519, 521, 523, 524	1,914.33		県特1 26.45 県特2 13.05 県特3 122.64
	小計		42,471.74		
土 流	白 石 市	324, 326, 328～331	465.10		定特保 102.06 定特1 362.80 定特3 0.24 鳥保特 102.06

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
土 流	蔵 王 町	301～310, 315～317	2,590.55	別紙１の とおり	保 健 1,738.60 砂 指 2.81 定特保 1,258.33 定特１ 901.29 定特２ 219.30 定特３ 211.63 鳥保特 1,262.68
	七ヶ宿町	348～359	3,208.59		保 健 740.76 定特保 699.77 定特１ 384.09 定特２ 698.58 定特３ 1,426.15 鳥保特 680.46
	川 崎 町	237	182.94		砂防指 2.18 定特２ 182.94
	小計		6,447.18		
土 崩	仙 台 市	53, 55, 141, 143, 144, 146	63.95		県特２ 20.10 県特３ 19.35 鳥保特 22.61
	七ヶ宿町	393, 400, 413, 414	21.46		砂 指 0.45
	丸 森 町	518	9.86		砂 指 0.71 県特２ 2.39 県特３ 7.47
	小計		95.27		
潮 害	仙 台 市	86～88	174.96		保 健 148.54 鳥保特 10.18
	名 取 市	89	37.02		
	岩 沼 市	90～92	111.25		
	亘 理 町	98, 99	21.14		
	山 元 町	99, 100	65.00		
	七ヶ浜町	86	4.69		史名天 4.89
	小計		414.06		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
干 害	七ヶ宿町	341	89.12	別紙１の とおり	
	丸 森 町	509	44.56		県特１ 14.96 県特２ 6.33 県特３ 23.27
	小計		133.68		
	なだれ	仙 台 市	159～161, 164～167		県特２ 56.59
保 健	仙 台 市	22～24, 56, 78, 79, 83, 87, 88	470.17		潮 害 148.54 鳥保特 56.31 県緑環 235.30
	蔵 王 町	301～307, 309, 310	1,738.60		土 流 1,738.6 砂 指 2.81 定特保 942.06 定特１ 743.75 定特２ 52.79 鳥保特 946.41
	七ヶ宿町	353～356	740.76		土 流 740.76 定特保 389.72 定特１ 79.98 定特２ 271.06 鳥保特 464.61
	小計		2,949.53		
	風 致	角 田 市	525		県環特 11.72
	計		49,951.87		
砂 指	仙 台 市	52	0.19	別紙３の とおり	
	蔵 王 町	301, 302, 304	4.78		土 流 2.81 保 健 2.81 定特１ 4.78
	七ヶ宿町	393, 394, 396, 397, 400	3.46		土 崩 0.45
	村 田 町	96	3.84		水かん 3.84
	川 崎 町	62, 203, 204, 222, 232, 235, 237	12.91		水かん 10.17 土 流 2.18 定特１ 4.62 定特２ 3.73
	丸 森 町	501～503, 506, 508, 512～514, 518, 519, 521, 524	17.85		土 崩 0.71 県特２ 6.99 県特３ 3.73
	計		43.03		

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
定特保	白 石 市	329～331	102.06	別紙２の とおり	土 流 102.06 鳥保特 102.06
	蔵 王 町	302～305, 307, 310, 317	1,262.78		土 流 1,258.33 保 健 942.06 鳥保特 1,262.78
	七ヶ宿町	348～356	706.40		土 流 699.77 保 健 389.72 鳥保特 599.55
	川 崎 町	218, 219, 236	632.51		水かん 632.43 鳥保特 514.05
	小計		2,703.75		
定特１	仙 台 市	175～181, 184, 186～188, 191	648.81		水かん 646.54 史名天 102.57
	白 石 市	324, 326, 329～331, 407	370.64		土 流 362.80
	蔵 王 町	301, 302, 304, 306, 308, 309, 315	954.90		土 流 901.29 保 健 743.75 砂 指 4.78
	七ヶ宿町	348～353	403.29		水かん 18.50 土 流 384.09 保 健 79.98 鳥保特 81.02
	川 崎 町	207～210, 213～216, 218, 231, 234, 235	774.00		水かん 764.97 砂 指 4.62
	小計		3,151.64		
定特２	仙 台 市	176, 179, 180, 182～185, 187～190	1,342.48		水かん 1,342.08
	白 石 市	324, 326, 329, 330	170.69		
	蔵 王 町	301, 302, 308, 312, 313, 315, 316	473.62		水かん 20.41 土 流 219.30 保 健 52.79
	七ヶ宿町	348～358	755.03		水かん 22.57 土 流 698.58 保 健 271.06
	川 崎 町	195, 196, 201, 206～210, 213～220, 228～234, 237, 239, 240	2,530.77		水かん 2,341.31 土 流 182.94 砂 指 3.73
	小計		5,272.59		

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
定特3	仙 台 市	177～179, 181, 186, 187 (秋) 12	533.19	別紙2の とおり	水かん 505.24 史名天 21.34
	白 石 市	321～328, 330, 331, 404～407	1,478.73		土 流 0.24
	蔵 王 町	306, 308, 311～316, 320～321	1,197.06		水かん 500.14 土 流 211.63
	七ヶ宿町	348～354, 358, 359	1,596.74		水かん 148.71 土 流 1,426.15
	川 崎 町	194～196, 201, 209, 213～217, 227, 228, 239～241	1,348.68		水かん 1,343.61
	小計		6,154.40		
	計		17,282.38		
県特1	仙 台 市	105, 106, 109, 114, 115, 122, 123, 125～127, 129～132, 142, 146, 150, 151, 157, 158, 162, 163, 167, 173, 176	1,931.52		水かん 1,926.43
	丸 森 町	507, 509, 518	42.78		水かん 26.45 干 害 14.96
	小計		1,974.30		
県特2	仙 台 市	71, 208, 365～369,	2,972.75		水かん 2,864.60 土 流 20.1 なだれ 56.59
	丸 森 町	101～106, 122～127, 130～132, 140～142, 144, 146, 149, 150, 157～167, 170, 170, 173, 175, 176	30.28		水かん 13.05 土 崩 2.39 干 害 6.33 砂 指 6.99
	小計		3,003.03		
県特3	仙 台 市	101～106, 108～110, 112～121, 124, 126, 128～130, 134～146, 148～150, 152～156, 159～161, 165, 166, 168～173, 175 (宮) 4, (秋) 7, 9～11,	7,135.05		水かん 6854.48 土 崩 19.35

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
	丸 森 町	509, 518, 523, 524	189.26	別紙 2 の とおり	水かん 122.64 土 崩 7.47 干 害 23.27 砂 指 0.72
	小計		7,324.31		
	計		12,301.64		
県環特	角 田 市	525	11.94	別紙 3 の とおり	風 致 11.72
	計		11.94		
鳥保特	仙 台 市	55, 56, 88	124.74		土 崩 22.61 潮 害 10.18 保 健 56.31
	白 石 市	329~331	102.06		土 流 102.06 定特保 102.06
	蔵 王 町	302~305, 307, 310, 317	1,262.78		土 流 1,262.68 保 健 946.41 定特保 1,262.78
	七ヶ宿町	348~356	680.57		土 流 680.46 保 健 464.61 定特保 599.55 定特 1 81.02
	村 田 町	95, 96	61.13		水かん 61.13
	川 崎 町	236	514.05		水かん 514.05 定特保 514.05
	計		2,745.33		
史名天	仙 台 市	184, 187 (秋) 12, 184, 187	123.91		水かん 102.57 定特 1 102.57 定特 3 21.34
	七ヶ浜町	86	4.89		潮 害 4.89
	計		128.80		
県緑環	仙 台 市	21~24, 26~28, 41~50, 57~61, 83	1,405.34		水かん 644.98 保 健 235.30
	計		1,405.34		

注 1 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおりである。

水かん＝水源かん養保安林	定特 1＝国定公園第 1 種特別地域
土 流＝土砂流出防備保安林	定特 2＝国定公園第 2 種特別地域
土 崩＝土砂崩壊防備保安林	定特 3＝国定公園第 3 種特別地域
潮 害＝潮害防備保安林	県特 1＝県立自然公園第 1 種特別地域
干 害＝干害防備保安林	県特 2＝県立自然公園第 2 種特別地域
なだれ＝なだれ防止保安林	県特 3＝県立自然公園第 3 種特別地域
保 健＝保健保安林	県環特＝県自然環境保全地域特別地区
風 致＝風致保安林	鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区
砂 指＝砂防指定地	史名天＝史跡名勝天然記念物
定特保＝国定公園特別保護地区	県緑環＝県緑地環境保全地域

注 2 () 書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

(宮) 仙台市宮城町

(秋) 仙台市秋保町

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	1 主伐に係るもの (1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 (2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 (3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。 (4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 2 間伐に係るもの (1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 (2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	1 主伐に係るもの (1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 (2) 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 (3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。

事 項	基 準
2 伐採の限度	(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 2 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号2(1)の樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。
3 植 栽	1 方法に係るもの 満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につきの確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 2 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

別紙２ 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第 1 種 特別地域	1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第 2 種 特別地域	1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 (1) 1 伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第 3 種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	県条例で定めるところによる。
自然環境保全地域 特別地区	「自然環境保全地域の特別地区内における木竹の伐採の方法及びその限度」に関する覚書について（昭和49年10月9日49林野計第405号）による。
県自然環境保全地域 特別地区	「宮城県自然環境保全条例」（昭和47年7月15日宮城県条例第25号）で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）による。
史跡名勝天然記念物	指定の目的に応じた施業を行う。

計 画 事 項 の 別 表

別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		54,880.98	
仙 台 市	計	19,344.30	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	2～17, 21～36, 40～50, 52～61, 77～81, 83, 86～88, 101～191		
白 石 市	計	4,177.53	
	321～331, 333～340, 380～382, 404～407		
名 取 市	計	37.02	
	89		
角 田 市	計	11.94	
	525		
岩 沼 市	計	116.65	
	90～92		
蔵 王 町	計	4,223.30	
	301～322		
七ヶ宿町	計	15,311.36	
村 田 町	計	405.76	
	68, 69, 95～97		
川 崎 町	計	8,801.57	
	62～66, 70, 73, 192～241		
丸 森 町	計	2,352.17	
	501～519, 521～524		
亘 理 町	計	22.11	
	98, 99		
山 元 町	計	72.38	
	99 100		
七ヶ浜町	計	4.89	
	86		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		15,054.70	
仙 台 市	計	3,954.40	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	52, 53, 55, 102～106, 109～112, 115, 120, 121, 124, 128, 133, 134, 137, 140～155, 157～167, 170, 174		
白 石 市	計	643.37	
	324, 326, 328～331, 337, 338		
名 取 市	計	37.02	
	89		
岩 沼 市	計	116.65	
	90～92		
蔵 王 町	計	2597.33	
	301～310, 315～317		
七ヶ宿町	計	4739.55	
	341, 344, 346, 348～365, 371, 372, 393, 394, 396, 398, 400, 411～417, 422		
村 田 町	計	213.04	
	96, 97		
川 崎 町	計	2496.40	
	62, 196, 201, 203, 204, 206～209, 211, 214～220, 222～228, 230～235, 237		
丸 森 町	計	166.74	
	501～503, 505, 506, 508, 509, 512～514, 518, 519, 521, 523, 524		
亘 理 町	計	17.82	
	98, 99		
山 元 町	計	72.38	
	99, 100		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		237.41	
名 取 市	計	37.02	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	89		
岩 沼 市	計	114.86	
	90～92		
亘 理 町	計	17.82	
	98, 99		
山 元 町	計	67.71	
	99, 100		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		22803.26	
仙 台 市	計	10011.94	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	2～5, 9～16, 21～24, 26～36, 40～50, 55～61, 77～81, 83, 86～88, 101～106, 108, 109, 113～115, 121～127, 129～132, 142, 146, 149～151, 153～158, 160, 162, 163, 166, 167, 173, 175～191		
白 石 市	計	2342.19	
	321～331, 337～340, 380～382, 404～407		
角 田 市	計	11.94	
	525		
蔵 王 町	計	3382.01	
	301～317		
七ヶ宿町	計	3345.58	
	348～356, 366, 367, 369, 372, 374～379, 384, 385, 393～395, 398, 399, 409～411, 419		
村 田 町	計	173.12	
	68, 69, 95, 96		
川 崎 町	計	3484.52	
	70, 194, 195, 207～210, 213～220, 229, 234～236, 238～241		
丸 森 町	計	42.78	
	507, 509, 518		
亘 理 町	計	4.29	
	98		
七ヶ浜町	計	4.89	
	86		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	278,320	163,878	55,410	108,468	59
仙 台 市	78,630	45,271	19,548	25,723	58
塩 竈 市	1,737	240	—	240	14
白 石 市	28,648	19,579	4,328	15,251	68
名 取 市	9,817	2,738	37	2,701	28
角 田 市	14,753	5,573	12	5,561	38
多賀城市	1,969	34	—	34	2
岩 沼 市	6,045	1,386	117	1,269	23
蔵 王 町	15,283	9,429	4,223	5,205	62
七ヶ宿町	26,309	24,079	15,311	8,768	92
大河原町	2,499	701	—	701	28
村 田 町	7,838	4,167	406	3,761	53
柴 田 町	5,403	1,856	—	1,856	34
川 崎 町	27,077	21,436	8,898	, 12,538	79
丸 森 町	27,330	19,184	2,431	16,753	70
亘 理 町	7,360	1,059	22	1,036	14
山 元 町	6,458	2,138	72	2,065	33
松 島 町	5,356	2,628	—	2,628	49
七ヶ浜町	1,319	192	5	187	15
利 府 町	4,489	2,189	—	2,189	49

注1 区域面積は、国土地理院「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 国有林面積は林野庁所管面積（官行造林を含む）で、民有林面積は地域森林計画対象面積。

3 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

(2) 地況 (気候)

単位 気温：℃ 降水量：mm 積雪量：cm

観測地	気 温 (℃)			年間降水量 (mm)	最深積雪量 (cm)	備 考
	最 高	最 低	年平均			
白 石	35.9	-10.5	12.0	1,334	57	
丸 森	37.2	-16.0	12.1	1,322	—	
仙 台	37.2	-7.5	12.7	1,299	35	
新 川	33.4	-14.7	10.0	1,610	70	
塩 竈	35.7	-8.4	11.7	1,166	—	
亘 理	35.8	-13.0	12.3	1,279	—	
名 取	36.0	-11.8	12.4	1,111	—	
蔵 王	36.7	-12.3	11.4	1,362	—	

資料 気象庁 (2005～2014年) による。

注 1 気温の年平均及び年間降水量は2005～2014年までの10ヵ年平均。

2 「—」はデータなし。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森 林	農 地			その他
			総 数	うち田	うち畑	
総 数	278,320	163,878	36,175	25,156	11,014	78,267
仙 台 市	78,630	45,271	6,230	5,040	1,190	27,129
塩 竈 市	1,737	240	15	4	11	1,482
白 石 市	28,648	19,579	3,390	1,690	1,700	5,679
名 取 市	9,817	2,738	2,830	2,360	472	4,249
角 田 市	14,753	5,573	4,680	3,570	1,110	4,500
多賀城市	1,969	34	344	310	34	1,591
岩 沼 市	6,045	1,386	1,580	1,310	267	3,079
蔵 王 町	15,283	9,429	2,350	976	1,380	3,504
七ヶ宿町	26,309	24,079	569	259	310	1,661
大河原町	2,499	701	604	446	158	1,194
村 田 町	7,838	4,167	1,620	954	665	2,051
柴 田 町	5,403	1,856	1,020	816	199	2,527
川 崎 町	27,077	21,436	1,960	1,200	758	3,681
丸 森 町	27,330	19,184	3,170	1,830	1,340	4,976
亘 理 町	7,360	1,059	2,690	2,080	608	3,611
山 元 町	6,458	2,138	1,500	1,040	458	2,820
松 島 町	5,356	2,628	1,010	869	143	1,718
七ヶ浜町	1,319	192	158	108	50	969
利 府 町	4,489	2,189	455	294	161	1,845

資料 農地は農林水産省統計部「耕地面積調査」（平成26年）による。

注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

(4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分	総 生 産	第 1 次産業				第 2 次産業	第 3 次産業
		総 額	農 業	林 業	水産業		
総 数	6,430,009	27,249	22,022	756	4,471	1,320,294	5,071,061
仙 台 市	4,773,992	4,672	4,266	263	143	781,123	3,978,115
塩 竈 市	153,499	3,832	37	1	3,794	36,166	113,378
白 石 市	89,819	2,875	2,796	75	4	20,531	66,341
名 取 市	239,986	1,572	1,513	15	44	68,037	170,186
角 田 市	118,683	2,377	2,331	46	—	63,101	53,110
多賀城市	183,965	208	208	—	—	37,966	145,644
岩 沼 市	192,268	652	641	11	—	83,277	108,185
蔵 王 町	46,953	2,102	2,067	24	11	10,772	34,042
七ヶ宿町	5,305	289	247	38	4	1,815	3,197
大河原町	74,004	647	642	5	—	12,375	60,923
村 田 町	38,462	600	577	23	—	15,919	21,912
柴 田 町	138,587	586	568	18	—	54,870	83,021
川 崎 町	30,104	1,149	1,056	93	—	8,737	20,194
丸 森 町	39,874	1,963	1,868	95	—	19,376	18,503
亘 理 町	87,793	1,763	1,677	8	78	39,480	46,480
山 元 町	42,190	554	509	19	26	21,108	20,494
松 島 町	45,601	792	722	13	57	13,094	31,679
七ヶ浜町	42,451	347	52	1	294	8,680	33,390
利 府 町	86,473	269	245	8	16	23,867	62,267

資料 「平成24年度宮城県市町村民経済計算」による。

注 総生産は、輸入品に課される税・関税の控除等により、各産業別生産額の合計値と一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総 数	農 業	林 業	漁 業		
総 数	708,046	16,041	14,774	450	817	135,786	537,428
仙 台 市	459,480	4,005	3,819	127	59	37,162	372,941
塩 竈 市	24,993	251	68	4	179	5,887	18,576
白 石 市	16,684	1,025	971	51	3	5,988	9,624
名 取 市	35,354	1,439	1,392	6	41	7,184	23,659
角 田 市	14,691	1,073	1,045	27	1	5,714	7,540
多賀城市	29,930	326	299	4	23	6,028	22,099
岩 沼 市	20,848	688	679	7	2	5,545	14,232
蔵 王 町	6,152	864	843	15	6	1,928	3,333
七ヶ宿町	714	191	158	32	1	177	334
大河原町	11,228	290	275	14	1	3,664	7,184
村 田 町	5,793	462	450	12	—	2,106	3,196
柴 田 町	17,310	454	439	14	1	5,615	11,214
川 崎 町	4,926	613	540	64	9	1,533	2,758
丸 森 町	7,059	986	935	51	—	1,860	3,178
亘 理 町	16,218	1,509	1,439	2	68	4,813	9,691
山 元 町	7,442	841	792	5	44	2,332	4,171
松 島 町	6,864	385	276	6	103	1,364	5,093
七ヶ浜町	9,398	304	57	0	247	2,418	6,564
利 府 町	15,963	335	297	9	29	3,468	12,041

資料 総務省統計局「平成22年国勢調査」による。

注 総数には「不詳」を含むため、内訳の合計と総数は合致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha 材積：立木は1,000m³ 面積は1,000a 立竹は1,000束 成長量：1,000m³/年

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	総数	55,405.60	9,053	124			103.06			71.64	3		103.77	6	1
		針	50,797.37	9,053	124			103.06			71.64	3		103.77	6	1
	総数	針	19,998.02	3,755	67			98.24			60.82	2		72.25	5	
		広	30,799.35	5,298	57			9.82			10.82			31.52	1	
	総数	針	18,124.22	3,625	67			100.04			62.23	2		67.59	4	
		広	17,709.87	3,390	63			98.24			58.77	2		50.84	4	
	育成林	針	414.35	235	3			1.80			3.46			16.75	1	
		広	17,373.65	3,498	65			100.04			58.11	2		62.58	4	
	育成林	針	16,968.96	3,314	63			98.24			57.01	2		45.83	3	
		広	404.69	184	3			1.80			1.10			16.75	1	
	育成林	針	(9.13)													
		広	750.57	127	1						4.12			5.01		
	天然林	針	740.91	77	1						1.76			5.01		
		広	9.66	51	1						2.36					
	天然林	針	32,673.15	5,428	57			8.02			9.41			36.18	2	
		広	2,288.15	365	4						2.05			21.41	1	
	天然林	針	30,385.00	5,063	54			8.02			7.36			14.77	1	
		広	235.66	37	1						2.00			21.41	2	
	天然林	針	216.87	33	1						2.00			21.41	1	
		広	18.79	4												
	天然林	針	686.37	153	4			0.26								
		広	65.90	21												
	天然林	針	620.47	132	3			0.26								
		広	31,751.12	5,239	52			7.76			7.41			14.77	1	
	天然林	針	2,005.38	312	2						0.05					
		広	29,745.74	4,927	50			7.76			7.36			14.77	1	
	無立木地	針	4.20													
		広	4,608.23													

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³/年

区分			5 齢級				6 齢級				7 齢級				8 齢級				9 齢級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
立木地	総数	総数	269.87	27	2	647.29	94	4	1,627.39	293	10	2,410.22	501	13	3,238.03	667	14					
		針	269.87	27	2	647.29	94	4	1,627.39	293	10	2,410.22	501	13	3,238.03	667	14					
		広	208.12	23	1	584.86	89	4	1,554.27	280	9	2,309.84	481	13	3,017.76	612	12					
	総数	針	61.75	3		62.43	5		73.12	13	1	100.38	19	1	220.27	55	2					
		針	211.12	23	1	546.07	84	4	1,585.87	287	10	2,319.87	490	13	2,979.69	626	13					
		針	198.36	22	1	536.83	83	4	1,552.34	280	9	2,259.32	473	12	2,940.96	598	12					
	人工林	針	12.76	1		9.24	1		33.53	7		60.55	17		38.73	28	1					
		針	211.12	23	1	546.07	84	4	1,585.34	286	10	2,306.39	488	13	2,858.14	607	12					
		針	198.36	22	1	536.83	83	4	1,552.34	280	9	2,252.46	472	12	2,819.41	587	12					
	天然林	総数	針	12.76	1		9.24	1		33.00	7		53.93	15		38.73	21					
針									0.53			13.48	2		121.55	19						
針											6.86	1		121.55	11							
総数		針	58.75	3		101.22	10	1	41.52	7		90.35	11		258.34	41	1					
		針	9.76	1		48.03	6		1.93			50.52	8		76.80	14						
		針	48.99	3		53.19	4		39.59	6		39.83	3		181.54	27	1					
天然林		針	9.76	1		43.43	6		1.93			48.82	8		49.40	8						
		針	9.76	1		43.43	5		1.93			48.82	8		49.40	8						
		針																				
天然林		針							5.91	1		12.70	1		60.97	22	1					
	針										1.62			16.41	4							
	針										11.08	1		44.56	18	1						
天然林	針	48.99	3		57.79	4		33.68	6		28.83	2		147.97	11							
	針				4.60	1					0.08			10.99	2							
	針	48.99	3		53.19	4		33.68	6		28.75	2		136.98	9							
無立木地	総数	針																				
		針																				

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は1,000m³ 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³/年

区分		1 0 齡級						1 1 齡級						1 2 齡級						1 3 齡級						1 4 齡級					
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量						
立木地	総数	総数	4,036.93	778	14	3,442.96	698	11	2,889.98	692	11	2,207.49	561	11	1,539.79	329	6														
		針	4,036.93	778	14	3,442.96	698	11	2,889.98	692	11	2,207.49	561	11	1,539.79	329	6														
	総数	針	3,548.64	652	10	2,878.71	534	7	2,205.98	469	5	674.77	176	2	187.22	41															
		広	488.29	126	4	564.25	164	4	684.00	224	6	1,532.72	385	9	1,352.57	287	6														
	総数	総数	3,529.09	680	11	2,870.42	565	7	2,189.14	483	5	614.18	168	2	60.72	16															
		針	3,483.21	636	10	2,813.89	520	6	2,157.81	458	5	579.51	155	1	60.59	15															
	人工林	育成林	広	45.88	44	1	56.53	45	1	31.33	25		34.67	13	0.13	1															
			総数	3,383.82	659	10	2,784.71	549	7	2,088.33	465	5	608.92	167	2	58.93	15														
	天然林	育成林	針	3,337.94	623	10	2,728.18	510	6	2,057.00	446	5	574.25	155	1	58.80	14														
			広	45.88	35	1	56.53	39		31.33	19		34.67	12	0.13	1															
育成林		総数	145.27	21		85.71	15		100.81	18		5.26	1	1.79	1																
		針	145.27	13		85.71	10		100.81	12		5.26	1	1.79	1																
総数		広		9			6			6			1																		
		総数	507.84	98	3	572.54	133	4	700.84	209	6	1,593.31	393	9	1,479.07	313	6														
育成林		針	65.43	16		64.82	14		48.17	11		95.26	21		126.63	26															
		広	442.41	82	3	507.72	119	4	652.67	198	5	1,498.05	373	9	1,352.44	286	6														
育成林		総数	20.54	4		26.75	5		3.47			4.26	1																		
		針	17.62	3		16.26	3		1.74			2.56																			
無立木地	育成林	広	2.92	1		10.49	2		1.73		1.70																				
		総数	130.68	49	2	66.97	16		16.11	3		8.39	2		12.31	2															
	育成林	針	23.54	10		11.16	3		0.21		0.84			0.29																	
		広	107.14	39	1	55.81	13		15.90	3		7.55	2		12.02	2															
	天然生	総数	356.62	45	1	478.82	112	3	681.26	205	5	1,580.66	391	9	1,466.76	311	6														
		針	24.27	3		37.40	8		46.22	11		91.86	20		126.34	26															
	竹林	広	332.35	42	1	441.42	104	3	635.04	195	5	1,488.80	371	9	1,340.42	285	6														
		無立木地																													

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は1,000m³ 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³/年

区分		1 5 齢級			1 6 齢級			1 7 齢級			1 8 齢級			1 9 齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	911.72	185	3	847.23	148	2	1,107.55	198	3	1,032.93	184	2	1,471.26	243	2
	総数	911.72	185	3	847.23	148	2	1,107.55	198	3	1,032.93	184	2	1,471.26	243	2
	針	178.72	34		266.54	52		167.36	33		139.07	25		207.08	32	
	広	733.00	151	3	580.69	96	1	940.19	165	2	893.86	159	2	1,264.18	211	2
	総数	129.21	28		211.28	45		114.74	27		98.49	21		130.01	24	
	針	117.37	20		180.76	35		112.16	22		97.40	17		130.01	18	
	広	11.84	8		30.52	11		2.58	5		1.09	4			6	
	総数	113.97	25		166.76	37		73.76	19		68.22	16		62.36	14	
	針	102.13	19		136.39	29		71.18	17		67.13	14		62.36	12	
	広	11.84	7		30.37	8		2.58	2		1.09	2			2	
天然林	育 成 林				(3.33)											
	育 成 林															
	育 成 林	15.24	3		44.52	9		40.98	8		30.27	6		67.65	10	
	針	15.24	1		44.37	6		40.98	5		30.27	3		67.65	6	
	広		1		0.15	3			3			2			4	
	総数	782.51	157	3	635.95	102	2	992.81	171	2	934.44	163	2	1,341.25	219	2
	針	61.35	14		85.78	17		55.20	12		41.67	8		77.07	14	
	広	721.16	143	3	550.17	86	1	937.61	160	2	892.77	155	2	1,264.18	205	2
	育 成 林				2.56	1					1.33	1				
	針				1.41	1					0.53					
無立木地	育 成 林				1.15						0.80					
	育 成 林															
	育 成 林	60.98	13		71.14	8		47.73	6					1.50		
	針	5.78	2		1.17			3.04						0.75		
	広	55.20	11		69.97	8		44.69	6					0.75		
	天然林	721.53	143	3	562.25	93	1	945.08	165	2	933.11	162	2	1,339.75	218	2
	針	55.57	12		83.20	16		52.16	11		41.14	8		76.32	13	
	広	665.96	132	2	479.05	77	1	892.92	154	2	891.97	155	2	1,263.43	205	2
	竹林															
	無立木地															

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分		2 0 齡級			2 1 齡級以上		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	総数	1,211.26	201	2	21,556.32	3,245	14
	針	1,211.26	201	2	21,556.32	3,245	14
総数	針	170.58	30		1,405.44	185	1
	広	1,040.68	171	1	20,150.88	3,061	13
総数	総数	135.44	30		103.34	21	
	針	116.41	19		103.34	14	
総数	針	19.03	11			8	
	広	70.92	17		99.48	21	
育単層成林	総数	51.89	13		99.48	13	
	針	19.03	5			7	
育複層成林	針						
	広	64.52	12		3.86	1	
総数	針	64.52	6		3.86		
	広		6				
総数	針	1,075.82	171	1	21,452.98	3,224	14
	広	54.17	10		1,302.10	171	1
育単層成林	針	1,021.65	161	1	20,150.88	3,053	13
	広						
育複層成林	針						
	広						
天然林	針						
	広						
天然林	針	34.57	4		156.15	25	
	広				1.09		
天然林	針	34.57	4		155.06	24	
	広						
天然林	針	1,041.25	167	1	21,296.83	3,199	14
	広	54.17	10		1,301.01	171	1
天然林	針	987.08	156	1	19,995.82	3,029	13
	広						
無立木地	針						
	広						

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分		立木地										無立木地等						
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地	計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計								
制限林	面積	針	15,782.12	739.23	16,521.35	212.72	65.36	1,988.30	2,266.38									
		広	341.57	9.66	351.23	18.79	618.66	29,550.98	30,188.43									
	計	16,123.69	748.89	16,872.58	231.51	684.02	31,539.28	32,454.81	4.20	49,327.39	64.53					4,105.68	53,433.07	
	材積	針	3,080,645	76,328	3,156,973	32,131	20,441	308,982	361,554									3,518,527
		広	168,911	50,550	219,461	4,178	131,869	4,898,629	5,034,676	5.254,137								5,254,137
普通林	材積	計	3,249,556	126,878	3,376,434	36,309	152,310	5,207,611	5,396,230	8,772,664							8,772,664	
		広	58,405.4	878.7	59,284.1	802.1	325.6	2,357.4	3,485.1	62,769.2							62,769.2	
	成長量	針	2,445.7	524.1	2,969.8	193.6	3,256.9	49,578.5	53,029.0	55,998.8							55,998.8	
		計	60,851.1	1,402.8	62,253.9	995.7	3,582.5	51,935.9	56,514.1	118,768.0							118,768.0	
	計	面積	針	1,186.84	1.68	1,188.52	4.15	0.54	17.08	196.57	1,210.29							
広			63.12		63.12		1.81	194.76	196.57	259.69								
材積		針	1,249.96	1.68	1,251.64	4.15	2.35	211.84	218.34	1,469.98	43.31					459.24	502.55	
		広	232,978	420	233,398	482	63	2,704	2,767	236,647							236,647	
計		材積	針	15,295		15,295		424	28,241	28,665	43,960							43,960
	広		248,273	420	248,693	482	487	30,945	31,914	280,607							280,607	
	成長量	針	4,113.1	16.9	4,130.0	9.8	1.5	20.6	31.9	4,161.9							4,161.9	
		広	266.3		266.3		17.4	480.5	497.9	764.2							764.2	
	計	面積	針	4,379.4	16.9	4,396.3	9.8	18.9	501.1	529.8	4,926.1							4,926.1
広			16,968.96	740.91	17,709.87	216.87	65.90	2,005.38	2,288.15	19,998.02								
材積		針	404,69	9.66	414.35	18.79	620.47	29,745.74	30,385.00	30,799.35								
		広	17,373.65	750.57	18,124.22	235.66	686.37	31,751.12	32,673.15	50,797.37	107.84							
計		材積	針	3,313,623	76,748	3,390,371	32,613	20,504	311,686	364,803	3,755,174							55,405.60
	広		184,206	50,550	234,756	4,178	132,293	4,926,870	5,063,341	5,298,097							3,755,174	
	成長量	針	3,497,829	127,298	3,625,127	36,791	152,797	5,238,556	5,428,144	9,053,271							9,053,271	
		広	62,518.5	895.6	63,414.1	811.9	327.1	2,378.0	3,517.0	66,931.1							66,931.1	
	計	成長量	針	2,712.0	524.1	3,236.1	193.6	3,274.3	50,059.0	53,526.9	56,763.0							56,763.0
広			65,230.5	1,419.7	66,650.2	1,005.5	3,601.4	52,437.0	57,043.9	123,694.1							123,694.1	

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

市町村	区分	立木地										無立木地等					単位 面積：ha 材積：m ³ 成長量：m ³ /年	
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改 種 予定地	林地以外 の 地	計	計	計
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然林	計	計	竹林	計							
仙台市	面積	針	4,902.78	157.02	5,059.80	43.89	25.65	581.61	651.15		5,710.95							
		広	82.71	2.36	85.07	6.20	306.12	12,288.06	12,600.38		12,685.45							
		計	4,985.49	159.38	5,144.87	50.09	331.77	12,889.67	13,251.53		18,396.40	26.99			1,124.67	1,151.66	19,548.06	
	材積	針	1,004.329	19,355	1,023.684	6,692	10,347	118,511	135,550		1,159,234						1,159,234	
		広	58,051	13,380	71,431	1,498	68,785	2,233,584	2,303,867		2,375,298						2,375,298	
		計	1,062,389	32,735	1,095,115	8,190	79,132	2,352,095	2,439,417		3,534,532						3,534,532	
白石市	成長量	針	20,569.9	181.6	20,751.5	124.7	163.9	1,055.2	1,343.8		22,095.3						22,095.3	
		広	634.0	100.0	734.0	43.0	1,391.8	16,634.6	18,069.4		18,803.4						18,803.4	
		計	21,203.9	281.6	21,485.5	167.7	1,555.7	17,689.8	19,413.2		40,898.7						40,898.7	
	面積	針	1,951.39	190.86	2,142.25	22.23	2.85	82.58	107.66		2,249.91							
		広	46.15		46.15		15.76	1,677.34	1,693.10		1,739.25							
		計	1,997.54	190.86	2,188.40	22.23	18.61	1,759.92	1,800.76		3,989.16				338.55	338.55	4,327.71	
名取市	材積	針	367.231	17,535	384,766	3,305	964	13,746	18,015		402,781						402,781	
		広	20,275	12,154	32,429	74	5,341	265,173	270,588		303,017						303,017	
		計	387,506	29,689	417,195	3,379	6,305	278,919	288,603		705,798						705,798	
	成長量	針	6,258.6	216.2	6,474.8	81.2	17.7	109.3	208.2		6,683.0						6,683.0	
		広	334.0	142.5	476.5	17.4	186.9	4,234.5	4,438.8		4,915.3						4,915.3	
		計	6,592.6	358.7	6,951.3	98.6	204.6	4,343.8	4,647.0		11,598.3						11,598.3	
角田市	面積	針	8.19		8.19						8.19							
		広	0.97		0.97						0.97							
		計	9.16		9.16						9.16				27.86	27.86	37.02	
	材積	針																
		広																
		計																
岩沼市	成長量	針																
		広																
		計																
	面積	針																
		広																
		計													116.65	116.65	116.65	

注1 人工林及び天然林で点生木のための林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 注2 複層林は下層木のみを対象とする。

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地										無立木地等					
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改植 予定地	植林地以外の 土地	計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計							
	面積	針	621.53	116.95	738.48	2.45	3.54	581.69	587.68	1,326.16							計
		広	20.93		20.93		10.13	1,975.95	1,986.08	2,007.01							
	材積	計	642.46	116.95	759.41	2.45	13.67	2,557.64	2,573.76	3,333.17				890.13	890.13	4,223.30	計
		針	116.622	10,280	126,902	278	506	64,961	65,745	192,647						192,647	
	蔵王町	材積	広	4,258	5,961	10,219		1,095	258,989	260,084	270,303						270,303
計			120,880	16,241	137,121	278	1,601	323,950	325,829	462,950						462,950	
成長量		針	1,848.1	123.8	1,971.9	12.2	2.6	342.3	357.1	2,329.0						2,329.0	計
		広	41.8	65.3	107.1		20.2	2,593.7	2,613.9	2,721.0						2,721.0	
		面積	計	1,889.9	189.1	2,079.0	12.2	22.8	2,936.0	2,971.0	5,050.0						5,050.0
	針		5,934.39	170.38	6,104.77	70.92	15.57	494.61	581.10	6,685.87						6,685.87	
	材積	広	131.09		131.09		230.22	7,313.68	7,543.90	7,674.99						7,674.99	計
		計	6,065.48	170.38	6,235.86	70.92	245.79	7,808.29	8,125.00	14,360.86	54.59			895.91	950.50	15,311.36	
	七ヶ宿町	材積	針	1,107.819	18,433	1,126,262	11,023	3,608	62,289	76,920	1,203.172						1,203,172
広			54,274	9,484	63,758		37,967	1,115,146	1,153,113	1,216,871						1,216,871	
成長量		計	1,162,093	27,917	1,190,010	11,023	41,575	1,177,435	1,230,033	2,420,043						2,420,043	計
		針	20,388.7	219.1	20,607.8	314.8	55.1	487.3	857.2	21,465.0						21,465.0	
		成長量	広	841.8	94.2	936.0		999.6	14,255.6	15,255.2	16,191.2						16,191.2
	計		21,230.5	313.3	21,543.8	314.8	1,054.7	14,742.9	16,112.4	37,656.2						37,656.2	
	面積	針	110.48		110.48	3.88	0.44	114.81	119.13	229.61							計
		広					166.87	166.87	166.87	166.87							
	村田町	面積	計	110.48		110.48	3.88	0.44	281.68	286.00	396.48				9.28	9.28	405.76
針			25,894		25,894	677	143	25,926	26,746	52,640						52,640	
材積		広	70		70		8	33,292	33,300	33,370						33,370	計
		計	25,964		25,964	677	151	59,218	60,046	86,010						86,010	
		成長量	針	517.1		517.1	12.8	1.0	135.1	148.9	666.0						666.0
	広		0.4		0.4		0.1	192.6	192.7	193.1						193.1	
	面積	計	517.5		517.5	12.8	1.1	327.7	341.6	859.1						859.1	計
		針	1,770.48	92.03	1,862.51	12.86	14.02	90.25	117.13	1,979.64							
		面積	広	58.75		58.90	0.48	30.85	5,919.43	5,950.76	6,016.66						
計			1,829.23	99.18	1,928.41	13.34	44.87	6,009.68	6,067.89	7,996.30	3.32						
材積		針	339.471	10,148	349,619	847	4,175	16,716	21,738	371,357				897.91	901.23	8,897.53	計
		広	36,181	7,902	44,083	709	13,419	969,454	983,582	1,027,665						371,357	
川崎町		材積	計	375,652	18,050	393,702	1,556	17,594	986,170	1,005,320	1,399,022						1,027,665
	針		6,087.0	147.9	6,234.9	37.3	76.8	157.6	271.7	6,506.6						6,506.6	
	成長量	広	728.9	113.9	842.8	77.9	500.9	10,794.0	11,372.8	12,215.6						12,215.6	計
		計	6,815.9	261.8	7,077.7	115.2	577.7	10,951.6	11,644.5	18,722.2						18,722.2	
		面積	針	1,667.49	13.67	1,681.16	60.64	3.83	52.43	116.90	1,798.06						
広			64.09	0.15	64.24	12.11	27.39	397.70	437.20	501.44							
材積		計	1,731.58	13.82	1,745.40	72.75	31.22	450.13	554.10	2,299.50	22.94			104.45	127.39	2,426.89	計
		針	352,157	997	353,154	9,791	761	7,695	18,247	371,401						371,401	
丸森町		材積	針	11,097	1,669	12,766	1,897	5,678	49,071	56,646	69,412						69,412
	計		363,254	2,666	365,920	11,688	6,439	56,766	74,893	440,813						440,813	
	成長量	針	6,844.7	7.0	6,851.7	228.9	10.0	82.2	321.1	7,172.8						7,172.8	計
		広	131.1	8.2	139.3	55.3	174.8	1,345.4	1,575.5	1,714.8						1,714.8	
		成長量	計	6,975.8	15.2	6,991.0	284.2	184.8	1,427.6	1,896.6	8,887.6						8,887.6

注 1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 注 2 複層林は下層木のみを対象とする。

市町村	区分	立木地										無立木地等					単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年	
		人工林			天然林			竹林	計	伐採跡地	未立木地	改 種 予定地	林地以外の 土 地	計	計			
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林									計		
亶理町	面積	針																
		広																
	材積	針																
		広																
	成長量	針																
山元町	面積	針																
		広																
	材積	針																
		広																
	成長量	針																
七ヶ浜町	面積	針	2.23		2.23			2.44	2.44		4.67							
		広																
	材積	針	2.23	100	2.23	100	2.44	156		4.67	256			0.22	0.22	4.89	256	
		広																
	成長量	針	4.4		4.4			0.8	0.8		5.2						256	
森林計画計	面積	針	4.4		4.4			0.8	0.8		5.2						5.2	
		広																
	材積	針																
		広																
	成長量	針																
亶理町	面積	針	16,968.96	740.91	17,709.87	216.87	65.90	2,005.38	2,288.15		19,998.02							
		広	404.69	9.66	414.35	18.79	620.47	29,745.74	30,385.00		30,799.35							
	材積	針	17,373.65	750.57	18,124.22	235.66	686.37	31,751.12	32,673.15	4.20	50,797.37	107.84			4,500.39	4,608.23	55,405.60	
		広	3,313.623	76.748	3,390.371	32.613	20.504	311.686	364.803		3,755.174						3,755.174	
	成長量	針	184.206	50.550	234.756	4.178	132.293	4,926.870	5,063.341		5,298.097						5,298.097	
山元町	面積	針	3,497.829	127.298	3,625.127	36.791	152.797	5,238.556	5,428.144		9,053.271						9,053.271	
		広	62,518.5	895.6	63,414.1	811.9	327.1	2,378.0	3,517.0		66,931.1						66,931.1	
	材積	針	2,712.0	524.1	3,236.1	193.6	3,274.3	50,059.0	53,526.9		56,763.0						56,763.0	
		広	65,230.5	1,419.7	66,650.2	1,005.5	3,601.4	52,437.0	57,043.9		123,694.1						123,694.1	

注 1 人工林及び天然林で点生木のみ其林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注 2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分		市町村					
		仙台市	白石市	名取市	角田市	岩沼市	蔵王町
保 安 林	水源かん養保安林	17,742.42	1,739.84				791.54
	土砂流出防備保安林		465.10				2,590.55
	土砂崩壊防備保安林	63.95					
	飛砂防備保安林						
	防風保安林						
	水害防備保安林						
	潮害防備保安林	174.96		37.02		111.25	
	干害防備保安林						
	防雪保安林						
	防霧保安林						
	なだれ防止保安林						
	落石防止保安林	56.59					
	防火保安林						
	魚つき保安林						
	航行目標保安林						
	保健保安林	(148.54)					(1,738.60)
	風致保安林				11.72		
	計	(148.54)	2,204.94	37.02	11.72	111.25	3,382.09
	保安施設地区						
	砂防指定地						
国 立 公 園	特別保護地区						(2.80)
	第一種特別地域						
	第二種特別地域						
	第三種特別地域						
	地種区分未定地域						
	計						
	特別保護地区		(102.06)				(1,258.33)
	第一種特別地域	(646.54)					4.45
	第二種特別地域	(1,342.08)	7.84				51.63
	第三種特別地域	(505.24)	170.69				233.91
都 道 公 園	地種区分未定地域		(0.24)				(711.77)
	計	(2,493.86)	1,657.02				485.29
	第一種特別地域	(1,926.43)	(465.10)				775.28
	第二種特別地域	(2,941.29)					
	第三種特別地域	(6,873.83)					
	地種区分未定地域						
	計	(11,741.55)					
	原生自然環境保全地域						
	自然環境保全地域特別地区						
	都道府県自然環境保全地域特別地区				(11.72)		
鳥獣保護区 緑地保全地区 風致地区 特別母樹林 史跡名勝天然記念物 種の保存法による管理地区 その他	鳥獣保護区特別保護地区	(87.64)	(102.06)				(1,262.78)
	緑地保全地区						
	風致地区						
	特別母樹林						
	史跡名勝天然記念物	(123.91)					
	種の保存法による管理地区						
	その他	(863.58)					
	計	(15,459.08)	3,861.96	37.02	(11.72)	111.25	(6,117.26)
	合計						4,159.35

注 () は、重複する制限林面積を表す。

単位 面積：ha

区分	市町村						
	七ヶ宿町	村田町	川崎町	丸森町	亶理町	山元町	
水源かん養保安林	11,386.96	378.36		1,914.33			
土砂流出防備保安林	3,208.59						
土砂崩壊防備保安林	21.46			9.86			
飛砂防備保安林							
防風保安林							
水害防備保安林							
被害防備保安林	89.12			44.56	21.14		65.00
土雪防備保安林							
防雪保安林							
なだれ防止保安林							
落石防止保安林							
防火保安林							
魚つき保安林							
航行目隠保安林	(740.76)						
保健保安林							
風致保安林							
計	14,706.13	378.36		1,968.75	21.14		65.00
保安施設地区							
砂防指定地							
特別保護地区	(0.45)	(3.84)	(7.48)	(0.71)	17.14		
第一種特別地域							
第二種特別地域							
第三種特別地域							
地種区分未定地域							
計							
特別保護地区	(699.77)		(632.43)		0.08		
第一種特別地域	(402.59)		(769.39)		4.61		
第二種特別地域	(721.15)		(2,524.70)		6.07		
第三種特別地域	(1,574.86)		(1,343.61)		5.07		
地種区分未定地域							
計	(3,398.37)		(5,270.13)		15.83		
第一種特別地域				(41.41)	1.37		
第二種特別地域				(28.05)	2.23		
第三種特別地域				(154.10)	35.16		
地種区分未定地域				(223.56)	38.76		
計							
原生自然環境保全地域							
自然環境保全地域特別地区							
都道府県自然環境保全地域特別地区							
鳥獣保護区特別保護地区	(680.57)	(61.13)	(514.05)				
緑地保全地区							
風致地区							
特別母樹林							
史跡名勝天然記念物							
種の保存法による管理地区							
その他							
合計	(4,820.15)	14,772.23	(5,791.66)	(224.27)	2,024.65	21.14	65.00

注 () は、重複する制限林面積を表す。

区分		市町村									
		七ヶ浜町		合計							
保 安 林	水源かん養保安林			42,471.74							
	土砂流出防備保安林			6,447.18							
	土砂崩壊防備保安林			95.27							
	飛砂防備保安林										
	防風保安林										
	水害防備保安林										
	補害防備保安林	4.69		414.06							
	干害防備保安林			133.68							
	防雪保安林										
	防霧保安林										
	なだれ防止保安林			56.59							
	落石防止保安林										
	防火保安林										
	魚つき保安林										
	航行目標保安林										
	保健保安林			(2,627.90)							
	風致保安林			11.72							
	計	4.69		(2,627.90)							
	保安施設地区										
国 立 公 園	砂防指定地										
	特別保護地区			(15.28)							
	第一種特別地域										
	第二種特別地域										
	第三種特別地域										
	地種区分未定地域										
	計										
	特別保護地区			(2,692.59)							
	第一種特別地域			(3,084.59)							
	第二種特別地域			(4,827.64)							
国 定 公 園	第三種特別地域			444.95							
	地種区分未定地域			(4,135.72)							
	計			(14,740.54)							
	特別保護地区			2,541.84							
	第一種特別地域			(1,967.84)							
	第二種特別地域			(2,969.34)							
	第三種特別地域			33.69							
	地種区分未定地域			(7,027.93)							
	計			(11,965.11)							
	原生自然環境保全地域			336.53							
都 道 府 県 公 園 立	自然環境保全地域特別地区										
	都道府県自然環境保全地域特別地区			(11.72)							
	鳥獣保護区特別保護地区			0.22							
	緑地保全地区			(2,708.23)							
	緑地保全地区			37.10							
	風致地区										
	特別母樹林										
	史跡名勝天然記念物	(4.69)	0.20	(128.60)							
	種の保存法による管理地区			0.20							
	その他			(863.58)							
合計		(4.69)	4.89	(33,060.96)	53,437.27						

注 () は、重複する制限林面積を表す。

(5) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m³

樹種 林種	スギ	ヒバ	カラマツ	アカマツ	その他 針葉樹	ブナ	ナラ類	その他 広葉樹
総数	1,462	41	822	1,202	228	2,346	7	2,946
人工林	1,437	0	810	1,043	100	1	3	231
天然林	25	41	12	159	128	2,345	4	2,715

(6) 荒廃地の面積

単位 面積：ha

区分	荒廃地
総数	7.10
仙台市	5.04
塩竈市	—
白石市	0.41
名取市	—
角田市	—
多賀城市	—
岩沼市	—
蔵王町	—
七ヶ宿町	0.27
大河原町	—
村田町	0.30
柴田町	—
川崎町	0.90
丸森町	0.18
亘理町	—
山元町	—
松島町	—
七ヶ浜町	—
利府町	—

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

区 分	風 水 害				病 虫 害				雪 害				獣 類 害			
	23	24	25	26	23	24	25	26	23	24	25	26	23	24	25	26
総 数	0	—	—	—	64	63	90	106	—	—	—	23	—	—	—	—
仙 台 市	0	—	—	—	33	38	67	58	—	—	—	—	—	—	—	—
塩 竈 市	—	—	—	—	0	0	0	3	—	—	—	—	—	—	—	—
白 石 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
名 取 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
角 田 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
多 賀 城 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩 沼 市	—	—	—	—	—	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—
蔵 王 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七ヶ宿町	—	—	—	—	3	1	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—
大河原町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
村 田 町	—	—	—	—	4	2	1	6	—	—	—	—	—	—	—	—
柴 田 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川 崎 町	—	—	—	—	1	1	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—
丸 森 町	—	—	—	—	23	22	20	35	—	—	—	23	—	—	—	—
亘 理 町	—	—	—	—	—	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
山 元 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
松 島 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七ヶ浜町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利 府 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料 「東北森林管理局事業統計書」による。

注 「—」は被害なし、「0」は被害が1 ha未満。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
森 林 組 合	総 数	6 組合	6,673	41	297,316	58,033	
	仙台市	宮城中央	1,558	13	62,873	10,733	
	塩竈市						
	名取市						
	多賀城市						
	岩沼市						
	亘理町						
	山元町						
	松島町						
	七ヶ浜町						
	利府町						
	白石市	白石蔵王	1,269	6	43,574	11,770	
	蔵王町						
	七ヶ宿町	七ヶ宿町	274	2	30,378	7,882	
	角田市	仙南中央	1,602	8	59,951	9,587	
	大河原町						
	村田町						
	柴田町						
	川崎町	川崎町	908	6	39,544	7,619	
	丸森町	丸森町	1,062	6	60,996	10,442	

資料 平成25事業年度宮城県森林組合統計による。

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
生産 森林 組合	総 数	19組合	2,338	0	129,312	2,828	
	仙台市	福岡共栄	191	—	96	108	
		小角愛交	53	—	1,153	25	
		福岡金畑共有山	68	—	8,460	45	
	白石市	中斎川	37	—	13,769	51	
		越河	75	—	17,400	152	
	角田市	島田	138	—	4,002	246	
		角田市坂津田	107	—	642	129	
		角田市大谷	20	—	640	55	
		下高倉	38	—	5,244	34	
		笠島	104	—	14,487	32	
	蔵王町	円田	472	—	24,225	1,318	
		七日原	16	—	3,200	22	
	村田町	足立	263	—	2,670	170	
		菅生	173	—	10,399	84	
		沼辺	328	—	3,280	55	
	柴田町	富沢	40	—	436	9	
		上川名	44	—	1,259	18	
	利府町	利府町森郷	38	—	8,640	136	
		森郷共栄	133	—	9,310	139	

資料 平成25事業年度宮城県森林組合統計による。

イ 事業内容及び活動状況等

単位 千円

森 林 組合名	指 導 事 業	販 売 事 業	林 産 事 業	加 工 事 業	購 買 事 業
総 数	5,988	224,955	93,886	19,162	59,869
宮城中央	890	106,716	39,044	19,162	7,826
白石蔵王	2,407	5,234	1,679	—	8,798
七ヶ宿町	—	21,485	—	—	338
仙南中央	2,003	49,739	11,873	—	11,466
川崎町	688	2,956	11,248	—	14,271
丸森町	—	38,825	30,042	—	17,170

森 林 組合名	森林造成 事 業	利用・福利厚生 事 業	林地供給 事業	金 融 事 業	合 計
総 数	503,337	770,226	0	2	1,677,425
宮城中央	89,475	497,516	—	—	760,629
白石蔵王	97,234	97,861	—	2	213,215
七ヶ宿町	56,550	208	—	—	78,581
仙南中央	119,102	35,928	—	—	230,111
川崎町	60,906	68,886	—	—	158,955
丸森町	80,070	69,827	—	—	235,934

資料 平成25事業年度宮城県森林組合統計による

(2) 林業事業体等の現況

単位 事業体数

区 分	林業※1	木材木製品製造業		その他※4
		製造業※2	その他※3	
総 数	37	38	15	7
仙 台 市	15	6	5	4
塩 竈 市	—	—	—	1
白 石 市	4	5	—	1
名 取 市	—	1	1	—
角 田 市	2	2	1	—
多 賀 市	—	—	—	—
岩 沼 市	—	1	3	1
蔵 王 町	1	—	1	—
七ヶ宿町	3	2	—	—
大河原町	—	1	—	—
村 田 町	3	3	2	—
柴 田 町	—	2	—	—
川 崎 町	5	1	1	—
丸 森 町	2	5	—	—
亘 理 町	—	3	1	—
山 元 町	2	—	—	—
松 島 町	—	3	—	—
七ヶ浜町	—	1	—	—
利 府 町	—	2	—	—

資料 平成25年宮城の工業（宮城県企画部統計課）による。

※1：育林業、素材生産業、特用林産物生産業、林業サービス業、その他の林業。

※2：製材業及び木製品製造業。

※3：造作材、合板、建築用組立材料製造業及び木製品容器製造業（竹、とうを含む。）

※4：その他の木製品製造業。

(3) 林業労働力の概況

単位 人、%

区 分	就業者数 (15歳以上)		
	総 数	うち林業	割 合
総 数	708,046	450	0.06
仙 台 市	459,480	127	0.03
塩 竈 市	24,993	4	0.02
白 石 市	16,684	51	0.31
名 取 市	35,354	6	0.02
角 田 市	14,691	27	0.18
多 賀 城 市	29,930	4	0.01
岩 沼 市	20,848	7	0.03
蔵 王 町	6,152	15	0.24
七ヶ宿町	714	32	4.48
大河原町	11,228	14	0.12
村 田 町	5,793	12	0.21
柴 田 町	17,310	14	0.08
川 崎 町	4,926	64	1.30
丸 森 町	7,059	51	0.72
亘 理 町	16,218	2	0.01
山 元 町	7,442	5	0.07
松 島 町	6,864	6	0.09
七ヶ浜町	9,398	0	0.00
利 府 町	15,963	9	0.06

資料 総務省統計局「平成22年国勢調査」による。

注 総数には「不詳」を含む。

(4) 林業機械化の概況 (高性能林業機械)

単位 台

機械種名	総 数	備 考
フェラーバンチャ	—	立木を伐倒する自走式機械
スキッド	—	牽引式集材専用トラクタ
プロセッサ	15	枝払・玉切する自走式機械
ハーベスタ	11	伐倒・枝払・玉切する自走式機械
フォワーダ	22	積載式集材専用トラクタ
タワーヤーダ	2	元柱を具備した自走式集材機
スイングヤーダ	—	簡易索張式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備
グラップルソー	17	巻き立て・玉切り機械

資料 林業機械保有現況調査 (平成26年3月31日現在) による。

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³ 実行歩合：%

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	221	223	101	63	106	166	157	118	75
針葉樹	220	170	77	63	70	110	156	100	64
広葉樹	1	53	5,656	—	36	—	1	18	1,877

(2) 人工造林・天然更新別の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
240	58	24	226	57	25	14	1	8

(3) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

開 設			拡 張		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
22.1	9.1	41	—	0.8	—

(4) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	—	—	—	1	0	46
水源かん養	—	—	—	1	0	40
災害防備	—	—	—	—	0	—
保健、風致の保存等	—	—	—	—	—	—

注 「0」は1ha未満。

イ 保安施設地区の指定

該当なし。

ウ 保安施設事業

単位 地区数

計 画	実 行
61	55

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（１）森林より森林以外へ異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工 場等建物敷地及 びその附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	—	11.58	11.58

（２）森林以外より森林へ異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
—	—	0.65	0.65

6 森林資源の推移

（１）分期別伐採立木材積等

単位 材積：1,000m³ 面積：ha

分 期			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐 採 立 木 材 積	總 数	總 数	394	325	335	354	387	367	388	380
		針葉樹	373	325	334	354	387	367	388	380
		広葉樹	21	0	0	0	0	0	0	0
	主 伐	總 数	233	108	118	138	169	150	171	161
		針葉樹	219	108	118	137	168	150	171	160
		広葉樹	14	0	0	0	0	0	0	0
	間 伐	總 数	161	218	216	217	218	217	217	219
		針葉樹	154	218	216	217	218	217	217	219
		広葉樹	7	0	0	0	0	0	0	0
造林 面積	總 数		778	551	478	512	584	577	584	569
	人工造林		587	384	316	333	386	360	353	330
	天然更新		191	167	162	179	199	218	231	240

注１ 分期とは5年を一括りとする単位。第Ⅰ分期は平成27年から平成31年までとなる。

２ 単位未満を四捨五入するため、内訳の合計と総数は必ずしも合致しない。

(2) 分期別期首資源表

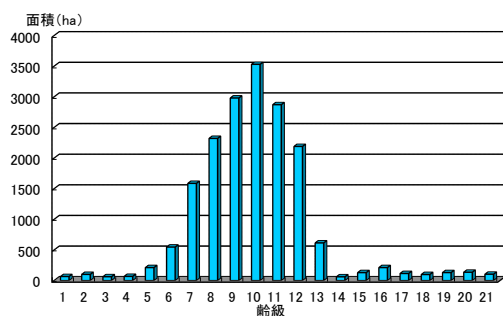
単位 面積: ha 材積: 1,000m³

区 分		面 積												材積
		総 数	1・2 齢 級	3・4 齢 級	5・6 齢 級	7・8 齢 級	9・10 齢 級	11・12 齢 級	13・14 齢 級	15・16 齢 級	17・18 齢 級	19・20 齢 級	21 齢級以上	
Ⅰ 分期	総 数	50,797	174	175	917	4,038	7,275	6,333	3,747	1,759	2,140	2,683	21,556	9,053
	人工林	総 数	18,124	166	130	757	3,906	6,509	5,060	675	340	213	103	3,625
		育成単層林	17,374	166	121	757	3,892	6,242	4,873	668	281	142	133	3,498
		育成複層林	751	0	9	0	14	267	187	7	60	71	132	4
	天然林	総 数	32,673	8	46	160	132	766	1,273	3,072	1,418	1,927	2,417	5,428
		育成単層林	236	0	23	53	51	70	30	4	3	1	0	37
		育成複層林	686	0	0	0	19	192	83	21	132	48	36	156
		天然生林	31,751	8	22	107	63	505	1,160	3,047	1,284	1,878	2,381	5,239
Ⅱ 分期	総 数	50,346	534	180	367	2,275	5,606	7,093	4,750	2,413	1,856	2,504	22,768	9,279
	人工林	総 数	17,616	533	162	272	2,132	5,257	5,958	2,456	152	226	229	3,768
		育成単層林	16,865	533	158	267	2,131	5,122	5,727	2,350	135	141	131	3,591
		育成複層林	751	0	4	5	1	135	231	106	17	86	98	68
	天然林	総 数	32,730	1	17	95	143	349	1,134	2,294	2,262	1,630	2,276	5,511
		育成単層林	236	0	2	31	45	98	47	8	0	3	1	34
		育成複層林	740	0	0	0	6	74	252	25	73	119	2	169
		天然生林	31,754	1	15	64	91	177	835	2,262	2,188	1,509	2,273	5,308
Ⅲ 分期	総 数	50,440	1,015	174	175	911	4,033	6,944	5,640	3,556	1,645	2,113	24,235	9,654
	人工林	総 数	17,706	1,006	166	130	751	3,901	6,123	4,367	485	226	186	3,939
		育成単層林	16,959	1,005	166	121	751	3,886	5,857	4,182	478	167	116	3,756
		育成複層林	747	1	0	9	0	15	266	185	7	58	71	183
	天然林	総 数	32,734	8	8	46	160	132	822	1,272	3,071	1,419	1,927	5,715
		育成単層林	236	4	0	23	53	51	68	29	4	3	1	38
		育成複層林	746	2	0	0	0	19	249	83	21	132	48	192
		天然生林	31,752	3	8	22	107	63	505	1,160	3,046	1,878	2,367	5,490
Ⅳ 分期	総 数	50,430	1,016	534	180	367	2,274	5,476	6,677	4,405	2,392	1,847	25,262	9,982
	人工林	総 数	17,685	996	533	162	272	2,131	5,124	5,545	2,114	132	218	4,076
		育成単層林	16,941	994	533	158	267	2,129	4,989	5,317	2,009	115	135	3,889
		育成複層林	744	2	0	4	5	2	135	228	105	17	83	188
	天然林	総 数	32,744	20	1	17	95	143	353	1,132	2,292	2,260	1,630	5,905
		育成単層林	238	11	0	2	31	45	92	45	7	0	3	41
		育成複層林	754	5	0	0	0	6	83	251	25	73	119	207
		天然生林	31,752	4	1	15	64	91	177	835	2,260	2,186	1,508	5,657
Ⅴ 分期	総 数	50,413	967	1,015	174	175	899	3,974	6,410	5,349	3,481	1,631	26,338	10,259
	人工林	総 数	17,649	940	1,006	166	130	739	3,826	5,593	4,080	413	213	4,176
		育成単層林	16,911	937	1,005	166	121	738	3,809	5,328	3,902	406	157	3,984
		育成複層林	738	3	1	0	9	1	16	265	178	7	56	192
	天然林	総 数	32,764	27	8	8	46	160	148	816	1,270	3,068	1,418	6,083
		育成単層林	241	15	4	0	23	53	48	63	27	4	3	43
		育成複層林	770	6	2	0	0	0	38	248	83	21	132	240
		天然生林	31,753	6	3	8	22	107	63	505	1,160	3,044	1,283	5,812
Ⅵ 分期	総 数	50,370	1,044	1,016	534	180	366	2,256	5,010	6,359	4,126	2,384	27,094	10,473
	人工林	総 数	17,566	1,016	996	533	162	271	2,066	4,665	5,231	1,836	125	4,230
		育成単層林	16,835	1,013	994	533	158	265	2,063	4,531	5,007	1,739	109	4,035
		育成複層林	731	3	2	0	4	6	3	134	224	97	16	195
	天然林	総 数	32,804	28	20	1	17	95	190	346	1,129	2,290	2,258	6,244
		育成単層林	243	16	11	0	2	31	43	86	44	6	0	46
		育成複層林	809	7	5	0	0	0	55	83	250	25	73	247
		天然生林	31,752	5	4	1	15	64	91	177	835	2,259	2,185	5,951
Ⅶ 分期	総 数	50,398	1,058	967	1,015	174	173	970	3,609	6,006	5,018	3,457	27,952	10,685
	人工林	総 数	17,524	1,029	940	1,006	166	127	713	3,464	5,194	3,750	390	4,292
		育成単層林	16,800	1,026	937	1,005	166	117	711	3,448	4,932	3,584	384	4,095
		育成複層林	723	3	3	1	0	10	3	16	262	166	6	197
	天然林	総 数	32,874	30	27	8	8	46	256	145	812	1,268	3,066	6,393
		育成単層林	246	18	15	4	0	23	49	45	60	25	3	48
		育成複層林	876	7	6	2	0	0	100	38	248	82	21	269
		天然生林	31,752	5	6	3	8	22	107	63	505	1,160	3,042	6,076
Ⅷ 分期	総 数	50,374	1,005	1,044	1,016	534	179	508	2,020	4,606	5,969	4,032	29,460	10,857
	人工林	総 数	17,407	975	1,016	996	533	162	261	1,834	4,266	4,843	1,744	4,328
		育成単層林	16,692	972	1,013	994	533	156	254	1,831	4,135	4,627	1,653	4,129
		育成複層林	715	3	3	2	0	5	8	3	132	217	91	199
	天然林	総 数	32,967	31	28	20	1	17	246	186	340	1,126	2,289	6,529
		育成単層林	248	19	16	11	0	2	29	40	79	42	6	50
		育成複層林	968	7	7	5	0	0	153	55	83	248	25	292
		天然生林	31,751	4	5	4	1	15	64	91	177	835	2,258	6,187
Ⅸ 分期	総 数	50,398	956	1,058	967	1,015	175	358	867	3,230	5,552	4,846	31,374	11,013
	人工林	総 数	17,318	924	1,029	940	1,006	167	120	615	3,087	4,745	3,580	4,375
		育成単層林	16,612	922	1,026	937	1,005	165	108	612	3,072	4,489	3,425	4,174
		育成複層林	707	2	3	3	1	1	12	3	16	256	156	200
	天然林	総 数	33,080	32	30	27	8	8	238	252	143	808	1,266	6,638
		育成単層林	252	20	18	15	4	0	21	45	42	56	24	52
		育成複層林	1,078	7	7	6	2	0	195	100	38	247	82	316
		天然生林	31,750	4	5	6	3	8	22	106	63	505	1,160	6,270

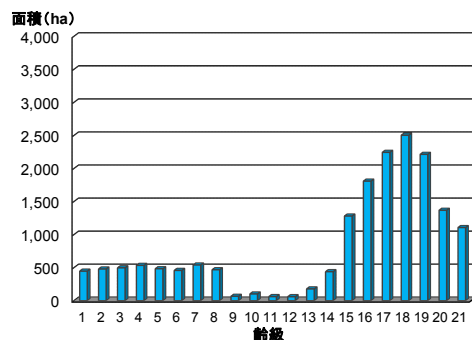
注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

○ 第Ⅰ分期及び第Ⅸ分期期首の人工林齢級別面積

第Ⅰ分期期首（平成28年）



第Ⅸ分期期首（平成68年）



注 齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1 齢級」と数える。

7 その他

（1）国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区 分	計画期間	
平成3年12月	一斉樹立	自 平成4年4月1日 至 平成12年3月31日	8年
平成6年12月	経常樹立	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成9年12月	一斉変更	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成10年12月	一斉変更	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成12年12月	経常樹立	自 平成13年4月1日 至 平成23年3月31日	10年
平成13年12月	一斉変更	自 平成13年4月1日 至 平成23年3月31日	10年
平成15年12月	一斉変更	自 平成13年4月1日 至 平成23年3月31日	10年
平成17年12月	経常樹立	自 平成18年4月1日 至 平成28年3月31日	10年
平成22年12月	経常樹立	自 平成23年4月1日 至 平成33年3月31日	10年
平成23年12月	一斉変更	自 平成23年4月1日 至 平成33年3月31日	10年
平成27年12月	経常樹立	自 平成28年4月1日 至 平成38年3月31日	10年

(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計画課長	徳川 浩一	平成27年4月～12月
流域管理指導官	菅原 健一	平成27年4月～12月
計画課長補佐	庄司 卓矢	平成27年4月～12月
森林施業調整官	岩間 由文	平成27年4月～12月
計画調整官	工藤 信彦	平成27年4月～12月
企画係長	鳴海 徹	平成27年4月～12月
経営計画官	小野寺 剛	平成27年4月～12月
企画係	村松 義昭	平成27年4月～12月